

基地跡地整備計画に関するパブリックコメントの意見募集結果を公表します

朝霞市基地跡地整備計画に関するパブリックコメントを、1月21日(月)から2月19日(火)の間に行った意見募集では、605人の方からご意見をいただき、ありがとうございました。ご意見を14の項目に分類し874件のご意見に整理し、市の考え方をまとめましたのでお知らせします(紙面の関係で意見募集結果は抜粋で掲載しています)。

市では、お寄せいただいたご意見を参考に、市としての基地跡地利用計画書をまとめてまいります。

なお、意見募集結果(全文)については、市ホームページに掲載するほか、市役所市政情報コーナー、支所、出張所、図書館、公民館で閲覧できます。

問い合わせ / 政策企画室 内線2315 ☎048-463-3089(直通)

基地跡地整備計画に関する意見の要旨と市の考え方(抜粋)

意見の要旨	市の考え方
整備計画全般について	
基地跡地利用基本計画最終報告書との関係はどうなっているか	・基地跡地利用計画策定委員会がまとめた、朝霞市基地跡地利用基本計画最終報告書の基本理念の説明には、「市民懇談会の提案を、策定委員会では、約164haを公園・緑地とすることを第一の目標に据えた。しかし、市の中長期財政計画によれば、土地の取得・整備にかかる費用を捻出するには、今後市の施策全般に及ぶ見直しも視野に入れなくてはならない。」とあり、加えて実現方策の項では、「十分に財政的な裏づけが担保できない場合には、この計画実現に向けて提案されているこれらの枠組みの抜本的な見直しが不可欠」とあります。また、「周辺公共施設との連携及び、公共施設の有効活用に配慮すること」など、基本計画段階から更なる検討が必要であることは、ご理解いただけたと思います。また、市に要請された国家公務員宿舎の受け入れの可能性の検討についても、現実的な検討を行わなくてはならないことから、基本計画をより実現性の高い計画にするため、学識経験者、市議会の代表者に国、県、市の職員を加え検討を行ったものであり、一連の基地跡地利用の検討過程に則していると考えています。
財政及び財源について	
財政負担を増やさないでほしい。	・基地跡地の用地購入に関しましては、現在、取得方法や時期など出来る限り有利な条件を求めて協議してまいります。いずれにいたしましても、市民生活に影響を与えないよう努力してまいります。
借金を残さないでほしい。	・市が行う事業のうち、学校や道路、公園などの大型事業につきましては、事業費用が多額であり、使用する期間が長いことから、将来にわたる市民の公平な負担という観点から、長期にわたる資金の借入れを行うことがあります。市といたしましては、今後におきましても適正な借入額を維持しつつ、効率的な財政運用を目指してまいります。
教育やゴミ等のコストを市民に提示すべきである。	・インフラ整備や生活関連のランニングコストにつきましては、基地跡地周辺の道路や上下水道などのインフラ整備は完了しており新たな負担は現在のところ考えていません。また、学校等への影響につきましても、家族世帯の割合が少ないことから特に大きな影響はないと考えています。
単身赴任者は住民票を異動しないため税収増は困難である。	・市税収入は、国から示された850戸の内訳を参考に、一般的な市民税等の収入を試算したものです。したがって、試算値である以上、実際の入居者の収入により増減することは当然あるものと考えています。また、入居者の住民登録につきましても、関係法令に則り適切に対応されるものと考えています。
整備費用について	
基地跡地の整備費用や市政全体の財政見通しを示してほしい。	・今回まとめられた整備計画は、基地跡地利用基本計画最終報告書の基本理念を活かしてまとめられた、土地利用計画を中心とし、各々の用地の整備方針や、都市計画上の考え方や整備手法の検討を行ったものです。したがって、土地利用計画に沿った用地取得費を提示しているものです。個々の整備事業費につきましては、現段階においては、整備内容や手法等が定まっていなかったことから、金額をお示しすることはしていません。しかしながら今後、基地跡地整備の手法や国の土地価格や土壌汚染対策等の費用の状況が見込める段階におきましては、市の財政計画を精査し市財政への影響を明らかにしていきたいと考えています。
公園緑地について	
公園等の整備内容に対する要望	・いただいたご意見は、公園等の基本設計や実施設計を検討する段階で参考にさせていただきます。
樹林を残し自然公園としてほしい。	・土地利用の検討にあたっては、緑地や公園のスペースを最大限残す方向で検討が重ねられてきました。その結果、みどりの拠点ゾーンとして十分に確保されたものと考えています。
全体を緑地として買いとるべきである。	・緑地として時価から減額購入する場合は、当該地を緑地として利用することを、国(国有財産審議会等)が認めた場合に限り減額対象となるものであり、今回の整備計画の協議においては計画された土地利用計画の公園以外は公園緑地としての扱いは困難なものであると考えています。
公務員宿舎について	
国家公務員宿舎建設を受け入れる市の考えはなにか。	・国家公務員宿舎につきましては、市民の皆さんの間に様々なご意見があることは承知しています。しかしながら、国家公務員宿舎の建設は、国の施策による国の所有地に関する事業です。市といたしましては、国家公務員宿舎の受入れ判断に際しては、市民の方々のそれぞれの想いやお考えは多くいただいておりますが、賛否両論ある中で苦渋の決断ではありましたが、基地跡地内の土壌汚染、更には地下埋設物の撤去の問題等を総合的に勘案し、将来にわたる財政的な視点を重視し判断したものです。
国家公務員宿舎は建てるべきでない。	・国家公務員制度に関することにつきましては、国及び国会において検討されることであると考えています。今回の国家公務員宿舎の移転再配置につきましては、国が設置した有識者会議において検討され、国有財産の有効活用の観点から国としての方針であると認識しています。
宿舎用地をなぜあの場所にしたのか。	・土地利用につきましては、中心部の地下構造物、土壌汚染、周辺地域の住環境、公民館北側の緑地保護の観点から土地利用のゾーニングがされたものです。
複合施設について	
公共施設の集中は公平ではない。	・市といたしましては、地域ごとに公民館、市民センターなど身近な公共施設としてご利用いただけるよう努めています。
複合公共施設の建設に反対する。	・公共施設の建替えは、耐用年数だけでは判断できないものと考えています。したがって、将来に向け、施設の耐震性、老朽化、環境側面、施設のライフサイクルコスト等総合的視点に立って検討が必要であると考えています。
複合公共施設計画の検討経過等の説明がない。	・周辺の公共施設につきましては、基地跡地利用基本計画最終報告書の基本理念にも「周辺の公共施設との連携及び公共施設の有効活用に配慮すること」とうたわれ、市民ニーズの多様化、施設設備の老朽化は、市民サービスの低下と維持管理コストの上昇となる等々、「必要に応じて施設の更新及び再配置を基地跡地利用計画の中に組み込むことを提案する。」と記述されています。このことから、引き続き検討が行われた、基地跡地整備計画策定委員会において検討され、基地跡地整備計画書に取り込まれたものです。
シンボルロードについて	
シンボルロード計画の検討経過等の説明がない。	・シンボルロードにつきましては、基地跡地利用基本計画最終報告書の基地跡地の骨格の項において「市道8号線をシンボルロードとする。既存の樹木を活かしながら歩道空間の拡充を図り、彩夏祭やイベントでの利用や道路を挟む諸施設との連携を高める。」と記述されています。このことから、引き続き検討が行われた、基地跡地整備計画策定委員会において検討され、基地跡地整備計画書に取り込まれたものです。

意見の要旨	市の考え方
シンボルロードより生活道路の整備が必要である。	・生活道路の整備につきましても、歩道の設置や拡幅など行ってきましたが、今後におきましても生活道路の整備を推進していきたいと考えています。
シンボルロードは不要、広すぎる、緑を大切にしてほしい。	・車道部分を拡幅するものではありません。現在の歩道部分と連続した空間を想定しており、既存の樹木を残しつつ、歩行者や自転車の円滑な通行とあわせ、イベント等の空間や歩行者がくつろげるスペースなどを想定しています。
市民参加について	
市民懇談会の提言が無視されている。	・市民懇談会からのご意見は、提言書として基地跡地利用計画策定委員会が受取り、その後基地跡地利用計画策定委員会において基地跡地利用基本計画最終報告書が取りまとめられ市に提出されたものです。市では、基地跡地利用基本計画最終報告書に基づき、引き続き実現性の高い計画にするため基地跡地整備計画策定委員会において検討を行ってきたもので、一連の検討において市民懇談会からのお考えも活かされているものと考えています。
市民の声を聞いていない。	・いままで様々な方法で、検討の段階に応じ市民の皆さんにご参加いただき、基地跡地利用の検討を行ってきました。また、最終的な段階を迎え、改めて市民の皆さんからパブリックコメントをいただいたものです。市といたしましては、いただいたご意見は可能な限り活かし、市としての基地跡地利用計画書を整理したいと考えています。
整備計画の説明会を開催してほしい。	・いままで様々な方法で、検討の段階に応じ市民の皆さんにご参加いただき、基地跡地利用の検討を行ってきました。また、最終的な段階を迎え、改めて市民の皆さんからパブリックコメントをいただいたものです。また、パブリックコメントのご案内も含め、段階に応じ、市広報紙やホームページ、報道機関への発表などを通じ市民の皆さんにご説明させていただいています。したがって、現在のところ説明会の予定はありません。
パブリックコメントに誠意ある対応	・基地跡地の検討の各段階に応じて様々な市民の方々の参画の機会を設け、検討してきたものであり、最終段階において改めて市民参加の一つであるパブリックコメントを行なったものです。市といたしましては、可能な限り市の基地跡地利用計画に活かした上で、市議会と調整していきたいと考えています。
情報開示について	
市民に事実を伝えてほしい、説明する義務がある。	・基地跡地利用の検討にあたり、検討に着手した平成16年以来、検討の進捗に合わせ市民の皆さんには、市広報紙やホームページにより検討状況や市の考え方をお知らせしてきました。今後におきましても、検討状況に応じ市民の皆さんにお知らせしていきます。
総合振興計画が目指す市民参加はどう具体化したのか	・基地跡地の検討に際しては、検討の各段階に応じて様々な市民の方々の参画の機会を設け、検討してきたものであり、第4次朝霞市総合振興計画で目指す「パートナーシップによるまちづくり」の基本方針に沿っていると考えています。
整備計画書のイメージ図は、事実と異なるのではないか。	・整備イメージ図につきましては、市民の皆さんに整備内容を分かりやすくお伝えするために用いたもので、国家公務員宿舎につきましては、25階、26階に相当する高さを、縮尺に応じて取り込み、その他、全体の計画をイメージとして捉え、基地跡地全体を南方向上空から俯瞰したもので、あくまでもイメージをご理解いただくものです。イメージ図である以上、一般的に誤解を与えないように実際とは異なる旨の付記をしたものです。
環境問題について	
国家公務員宿舎は良好な景観を阻害する。	・宿舎の建設に際しては、事業主である国からは関係法令を遵守し建設すると伺っており、市といたしましても関係法令に基づき所要の対応を求めていきたいと考えています。
国家公務員宿舎の日影や電波障害等は、広範に影響がある。	・周辺環境への対応につきましては、事業主である国が行うべきものであると考えており、国に対し所要の対応を求めていきたいと考えています。
導入施設について	
総合病院の設置を希望する。	・病院の病床設置につきましては、埼玉県地域保健医療計画により二次保健医療圏ごとに基準病床数が定められており、朝霞市を含む西部第一保健医療圏では現在の病床数が基準病床数を超過していることから、病床の新設又は増床は難しい状況になっています。このことから総合病院等の設置は困難であると考えています。
市立病院の設置を希望する。	・医療の充実は大きな課題であると認識していますが、市が病院を設置し経営することは、非常に多くの財政負担が考えられ、市では病院の設置を考えていません。
店舗、医療施設等の整備を希望する。	・店舗・飲食施設、医療・福祉施設など市民サービスの向上に寄与する施設につきましては、今後の参考意見とさせていただきます。
駅前商店街と周辺の活性化をどう考えるのか。	・朝霞駅南口の駅前商店街の活性化は、課題であると認識しており、市では中心市街地活性化計画を策定するなど地元商店会や商工会と連携しながら商業の活性化に取り組んできました。今後におきましても、基地跡地の整備区域が、中心市街地活性化区域と隣接しており、連携を密にしながら協議していきます。
土壌汚染について	
有害物質等の処理費を示してほしい。	・土壌汚染に関する最終的な調査結果が国から示されないことや、各施設の整備内容や手法等が定まっていないことから、土壌汚染対策の費用につきましては、具体的な試算が困難です。土壌汚染の処理には多くの費用がかかることは他の例を見るまでもなく、加えて、基地跡地内の米軍司令部建物のあった場所を中心に、多くの地下構造物があることが予想され、その処理費用も高額なものと考えています。しかし、国の利用による土地部分と、市が有償で取得する部分の土壌汚染、地下構造物の処理については、国の責任で行われることから、結果として市の負担が軽減されることになります。
有害物質等の処理等は国の責任ではないか。今後の対処方針を明らかにしてほしい。	・有害物質や地下構造物につきましては、再三にわたり国において調査し撤去するよう申し入れています。今後におきましても、速やかに地下構造物等の調査を行い、内容を明らかにし、合わせて、国の責任と負担により撤去するよう、粘り強く要望していきたいと考えています。
土壌汚染対策は国が行うべきだが、国の対応はどうなるのか。	・土壌汚染につきましては、国からの説明では、市が購入し取得する部分につきましては、国の責任において対応し、市が借りる部分につきましては、国が現状のまま市に貸し付けることから、借り手の市が利用方法にあわせ対応する必要があると伺っています。
地元業者について	
工事にあたり地元業者を使ってほしい。	・施設整備の工事に際しての地元事業者への発注につきましては、各施設の事業主にお伝えします。
その他について	
花火を中止や縮小はやめてほしい。	・彩夏祭の打ち上げ花火につきましては、市民まつり実行委員会と協議し開催していきます。
業務系施設は必要ない。	・市が購入することは考えていません。土地利用につきましては、中心部をみどりの拠点とし、基地跡地北側を賑わいと活力の創出に資する業務系施設ゾーンとして計画したもので、必要なものであると考えています。
シビックコアの説明をして下さい。	・シビックコア地区整備制度につきましては、官公庁施設と民間施設が連携し、地域で暮らす人々の利便性の向上を図りつつ、関連する都市整備事業との整合を図った計画を策定することにより、魅力と賑わいのある都市の拠点地区の形成を推進するものです。したがって、建物自体をシビックコアとするものではありません。
樹林を切らず防災公園としてほしい。	・防災機能につきましては、今回の検討に際しても多くの検討がされたところです。基地跡地の周辺で整備済みの学校などを加え、基地跡地全体を防災拠点ゾーンと位置づけ、平常時に公園として利用し災害時には防災機能を発揮する機能を整備したいと考えています。